

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成十七年三月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

表二の項中トをナとし、ウからテまでをエからトまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 歳入の納付の事務に関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。